

第2章 滋賀県の中小企業

1. 概要

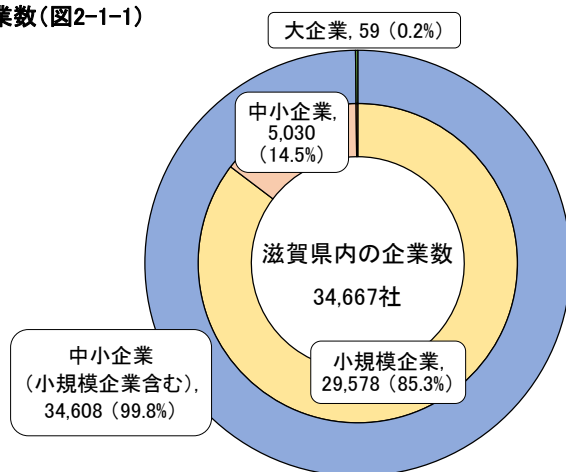
(1) 中小企業の企業数および従業者数

① 企業数

中小企業白書2022年版によると、平成28年の滋賀県における中小企業の数は34,608社(全国で3,578,176社)で、県内企業数に占める中小企業の割合は99.8%(同99.7%)を占めている。

また、小規模企業の数には29,578社(同3,048,390社)で、全体の85.3%(同84.9%)を占めている(図2-1-1)。

◆滋賀県における企業数(図2-1-1)

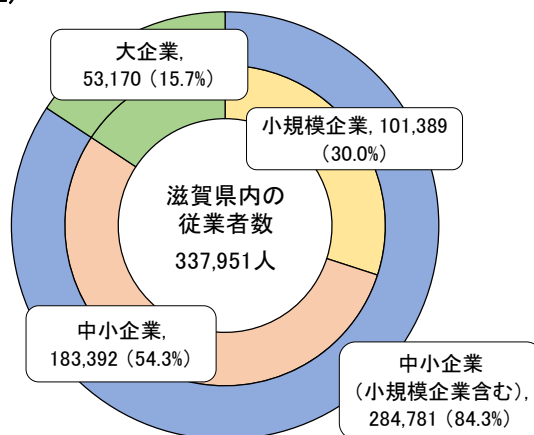


資料: 中小企業白書2022年版(平成28年経済センサスー活動調査)

② 従業者数

中小企業の従業者数(会社+個人事業所の従業者総数)は284,781人(全国では32,201,032人)で、全体の84.3%(同68.8%)となっており、本県では、中小企業の従業者の割合が全国を大きく上回っている(図2-1-2)。

◆滋賀県における従業者数(図2-1-2)



注) 従業者数とは、会社と個人事業所の従業者数の合計

資料: 中小企業白書2022年版(平成28年経済センサスー活動調査)

中小企業とは、中小企業基本法の規定に基づき、以下のような会社、個人としている。

- ・製造業その他……資本金 3億円以下/従業員300人以下
- ・卸売業………資本金 1億円以下/従業員100人以下
- ・サービス業………資本金5千万円以下/従業員100人以下
- ・小売業………資本金5千万円以下/従業員 50人以下

小規模企業とは、上記のうち、従業員が、製造業その他では20人以下、他は5人以下の会社、個人事業所としている。

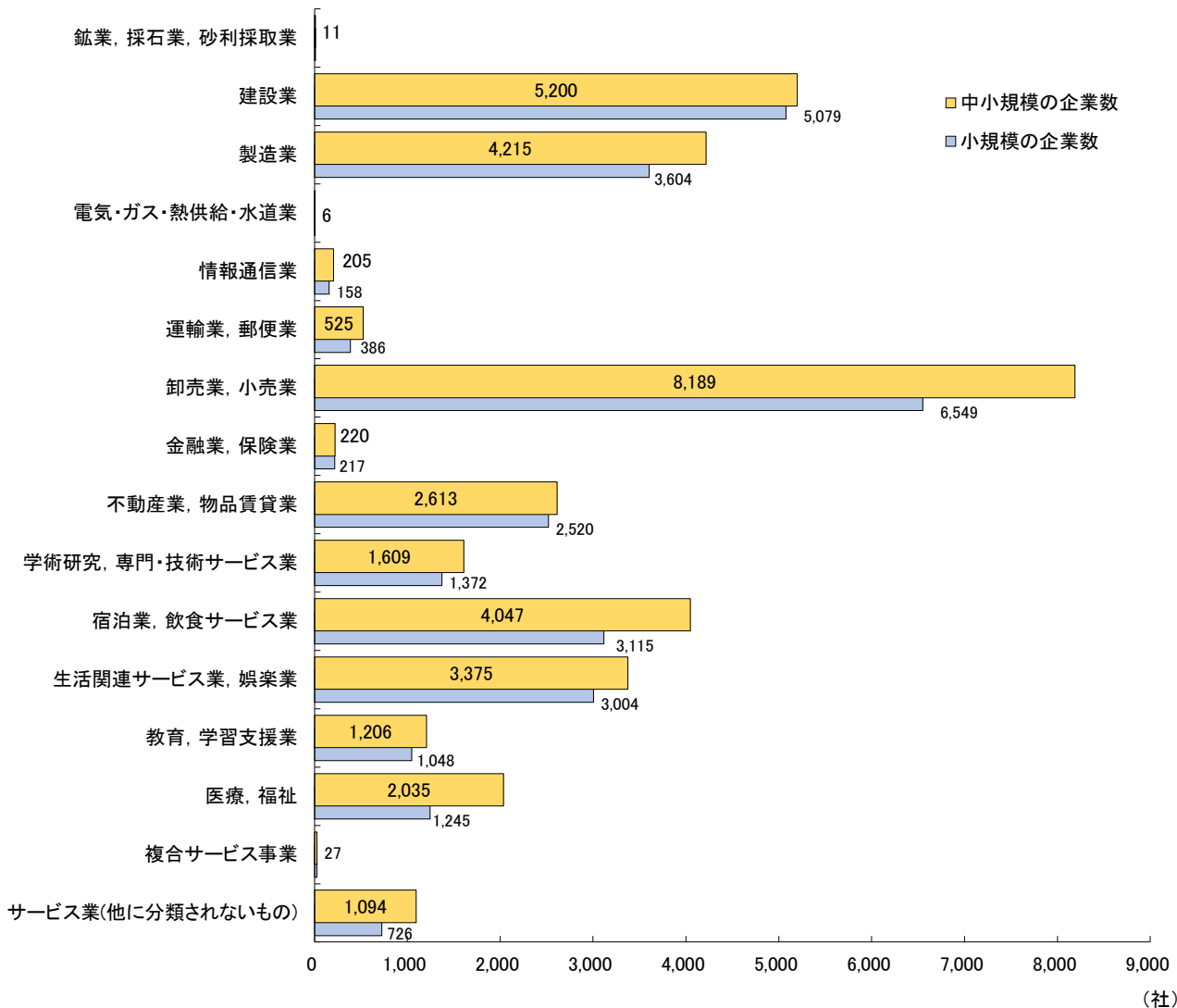
2. 業種別動向

(1) 産業大分類別の中小規模の企業数および従業者数等

① 企業数

平成28年経済センサスー活動調査に基づき、本県の中小規模の企業数を業種別にみると、「卸売業、小売業」で企業数が最も多く、次いで「建設業」、「製造業」の順となっている(図2-2-1)。

◆産業大分類別中小規模企業数(図2-2-1)



注1) 企業ベースでの集計(民営、非一次産業)であり、企業数=会社数+個人事業所(単独事業所と本所・本社・本店)とする。

注2) 中小規模企業数は、中小企業の定義に則ったデータが作成できないため、便宜的に、常用雇用者規模を満たす企業数を中小規模企業数とみなして集計した。具体的には、常用雇用者300人未満(卸売業、サービス業は100人未満、小売業・飲食店は50人未満)の企業数を合計し、中小規模企業数とみなした。また、常用雇用者20人未満(卸売業、サービス業、小売業・飲食店は5人未満)の企業数を合計し、小規模の企業数とみなした。その際、産業中分類の業種区分に従って、サービス業等の集計を行った。

注3) 大企業に属している事業所であっても、中小企業として捕らえられている可能性があり、中小企業庁が公表している数値とは必ずしも一致しない。

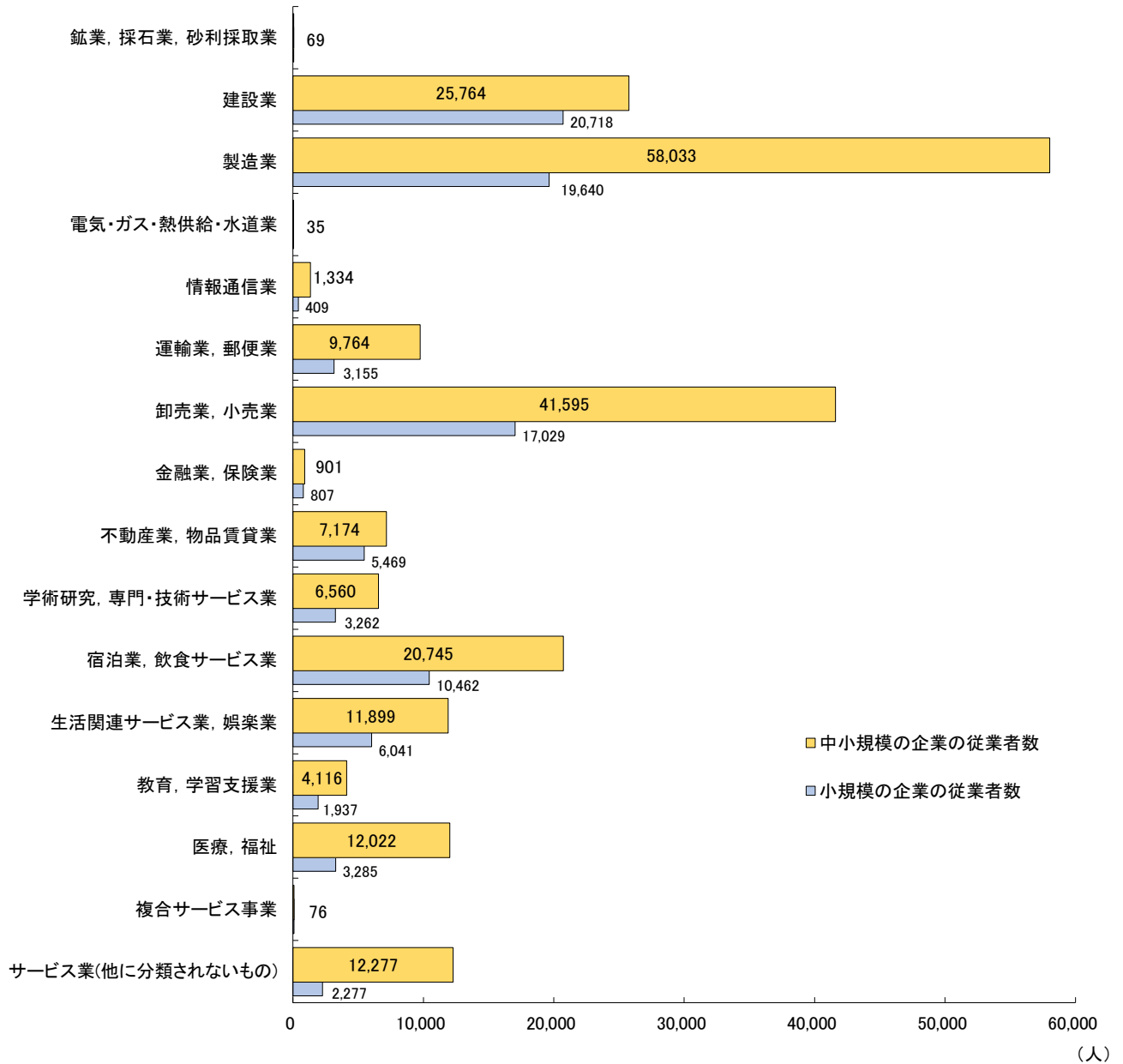
資料：総務省「平成28年経済センサスー活動調査」

②従業者数

本県の中小規模の企業の従業者の数を業種別にみると、「製造業」が最も多く、続いて「卸売業、小売業」の順となっており、この2業種だけで全体の5割近くを占めている。

小規模の企業でみると、建設業の従事者が最多となっている(図2-2-2)。

◆産業大分類別中小規模企業従業者数(図2-2-2)



注1) 計については、図2-2-1の注1～3の方法と同様の方法によっている。

2) 従業者数は、中小規模企業の本社事業所で働いている従業者数を表している。

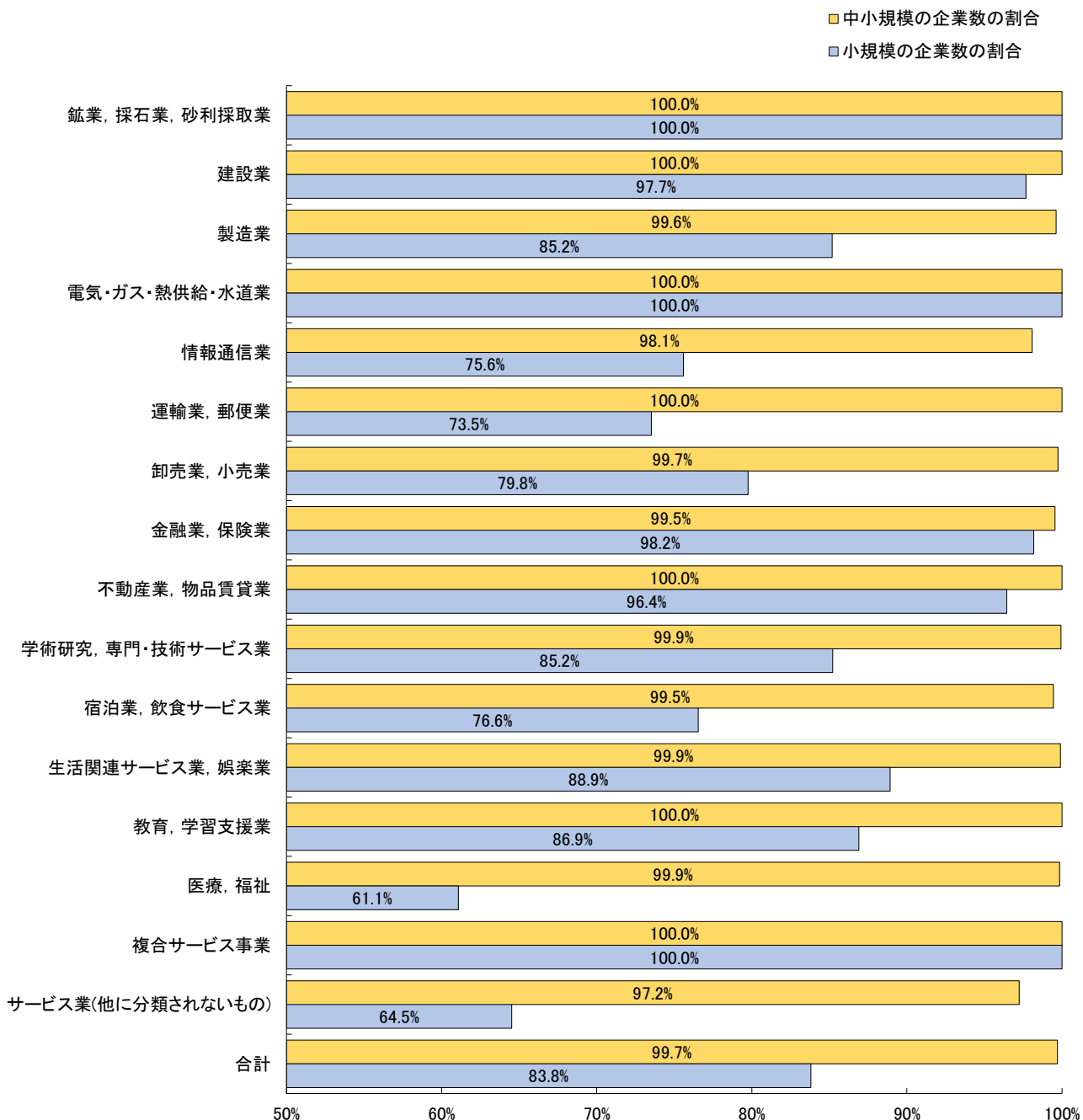
資料：総務省「平成28年経済センサスー活動調査」

③企業の割合

次に全企業数のうち、中小規模の企業の割合を業種別にみると、すべての業種において、中小規模の企業がそのほとんどを占める。

小規模の企業については、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「複合サービス事業」において、その割合が90%を超えている（図2-2-3）。

◆産業大分類別中小規模企業の割合(図2-2-3)



注) 集計については、図2-2-1の注1～3の方法と同様の方法によっている。

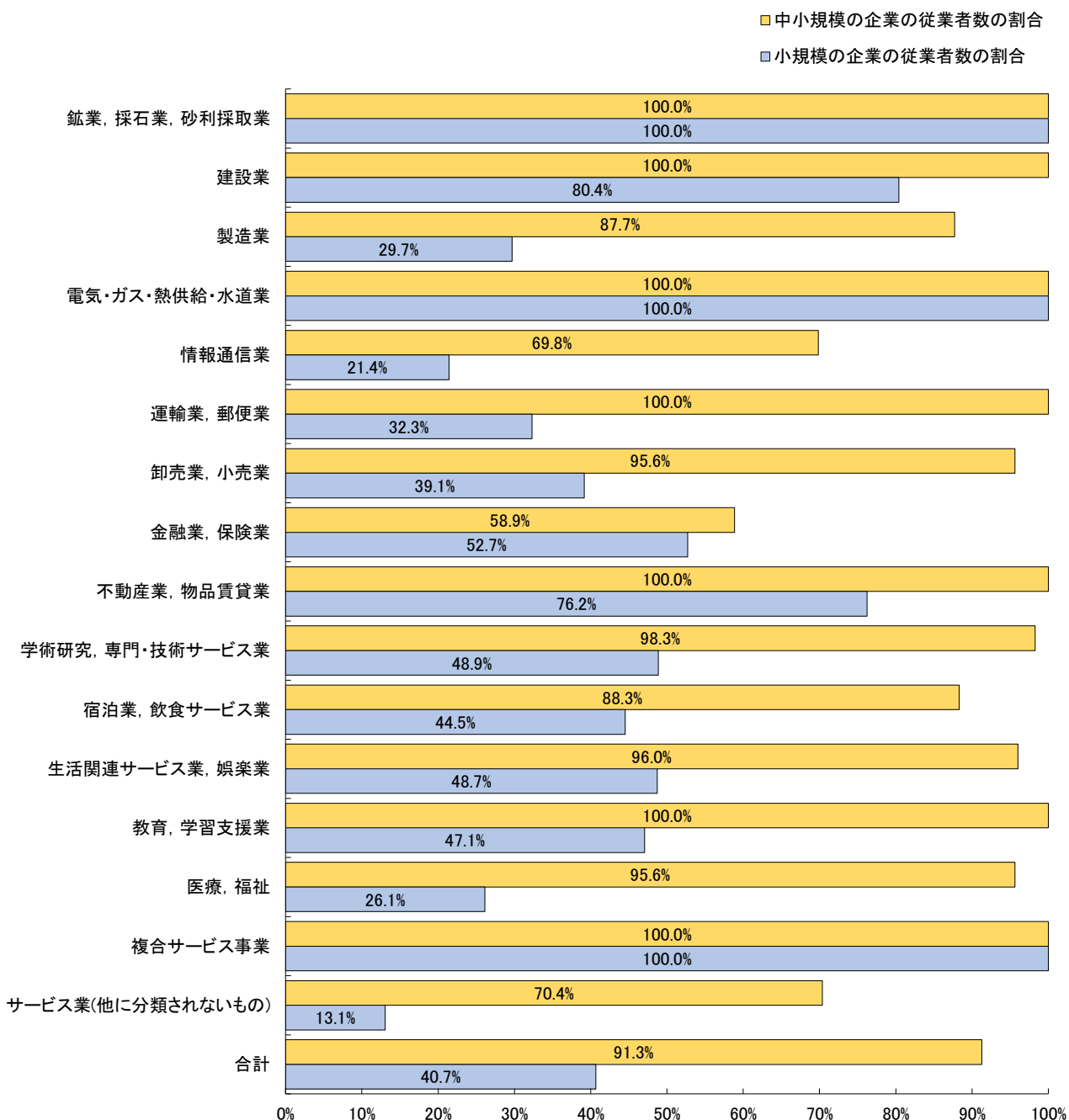
資料：総務省「平成28年経済センサスー活動調査」

④従業者の割合

本県の中小規模の企業の従業者の割合を業種別にみると、前述の企業数よりも業種ごとの差が大きくなっている。

そのすべてが小規模の企業の業種を除いては、「建設業」、「不動産業、物品賃貸業」において、小規模の企業の従業者の割合が非常に高くなっており、建設業においては8割以上を占めている(図2-2-4)。

◆産業大分類別中小規模企業従業者の割合(図2-2-4)



注) 集計については、図2-2-2の注1、2の方法と同様の方法による。

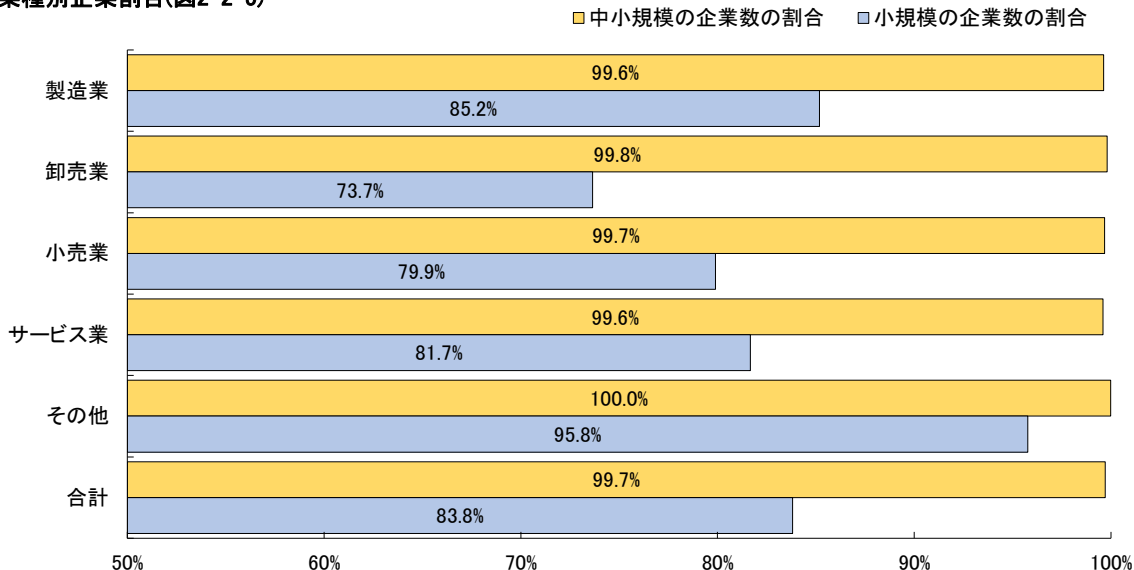
資料: 総務省「平成28年経済センサスー活動調査」

(2) 業種別中小規模の企業および従業員の割合

①企業の割合

次に、製造業、卸売業、小売業、サービス業等の分類によりその業態別に企業の割合等をみると、中小規模の企業については、目立った差はみられないが、小規模の企業については、「卸売業」について、その他の形態に比べて割合が低くなっている（図2-2-5）。

◆業種別企業割合(図2-2-5)



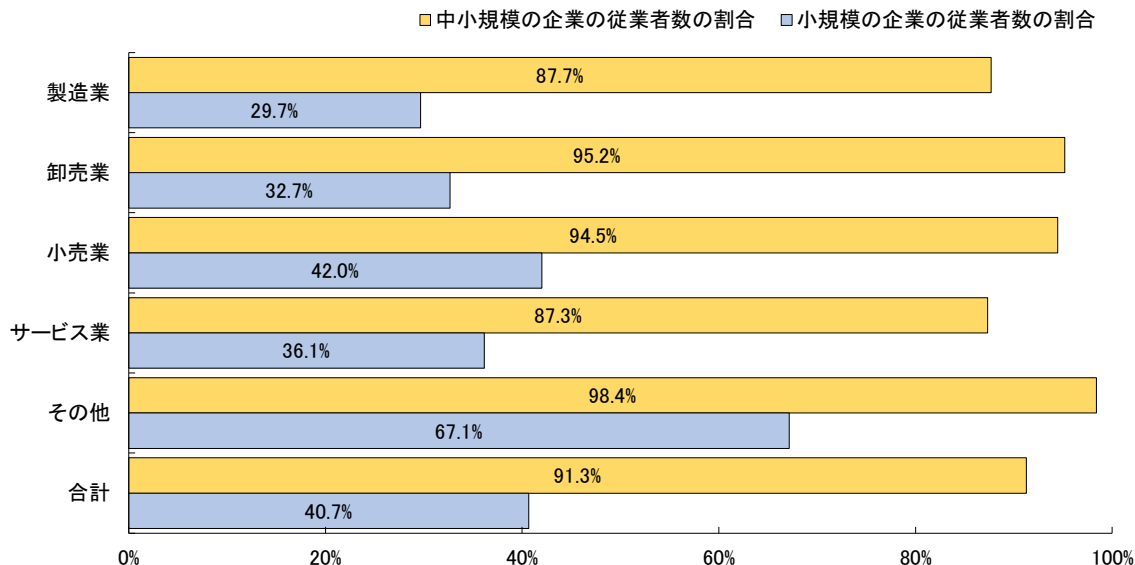
注) 集計については、図2-2-1の注1～3の方法と同様の方法によっている。

資料: 総務省「平成28年経済センサスー活動調査」

②従業員の割合

これを従業員の割合で見ると、小規模の企業では、製造業における割合がその他の形態に比べて割合が低くなっている（図2-2-6）。

◆業種別従業員割合(図2-2-6)



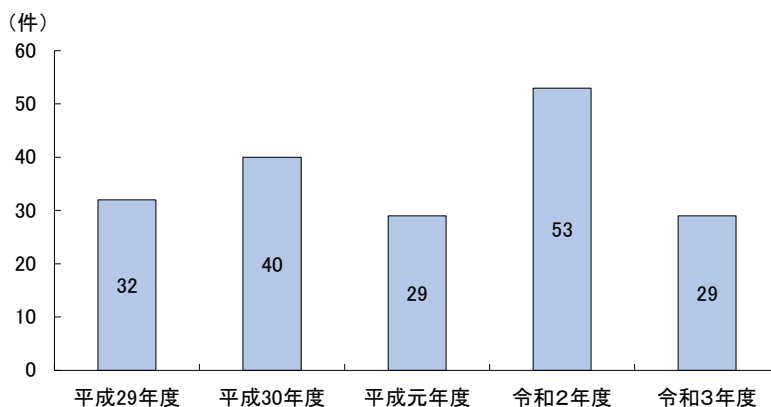
注) 集計については、図2-2-2の注1、2の方法と同様の方法によっている。

資料: 総務省「平成28年経済センサスー活動調査」

3. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認

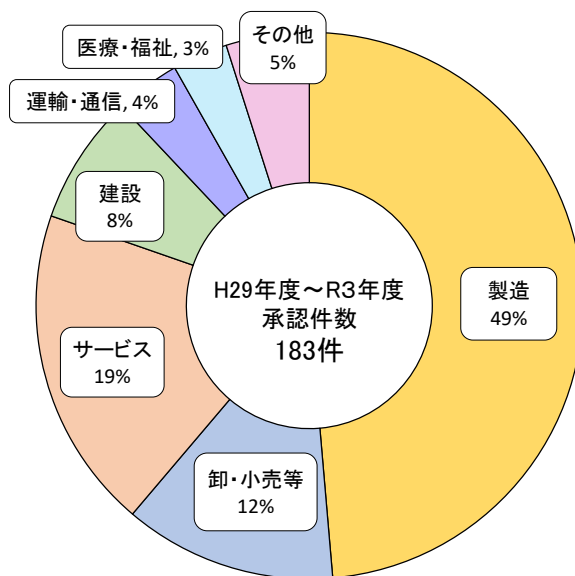
本県における経営革新計画の承認件数は、令和4年3月末現在で969件となっている。過去5年分の承認件数および業種別割合は、下記のとおり(図2-3-1,2)。

◆滋賀県における経営革新計画承認件数(図2-3-1)



資料:滋賀県中小企業支援課

◆業種別にみた承認件数(H29年度~R3年度)(図2-3-2)



資料:滋賀県中小企業支援課

「経営革新計画」

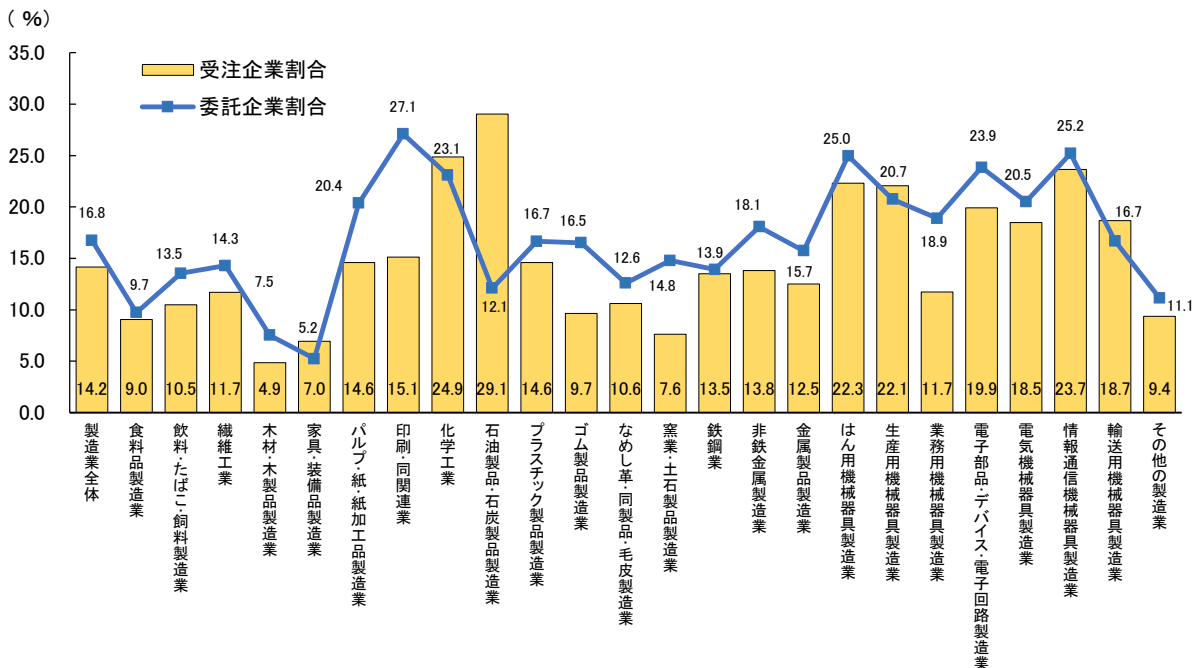
中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取組と具体的な数値目標を含んだ3年から5年のビジネスプラン。経営革新計画を都道府県などに申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免制度等の支援措置の対象になる。

4. 中小企業の受発注状況

(1) 概要

中小企業庁の令和3年中小企業実態基本調査(令和2年度実績)によると、全国の中小企業製造業において受注を受けた企業の割合は14.2%である。受注割合の高い業種は、石油製品・石炭製品製造業(29.1%)、化学工業(24.9%)、情報通信機械器具製造業(23.7%)、はん用機械器具製造業(22.3%)などである。また、他社へ委託を行った企業の割合は16.8%であり、委託割合の高い業種は、印刷・同関連業(27.1%)、情報通信機械器具製造業(25.2%)、はん用機械器具製造業(25.0%)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(23.9%)などである(図2-4-1)。

◆業種別受注・委託企業比率(図2-4-1)

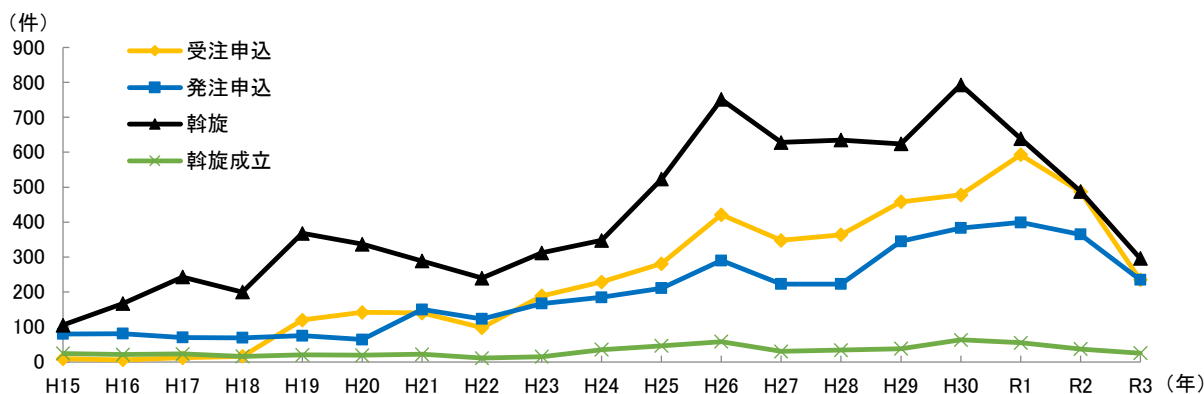


資料：中小企業庁「令和3年中小企業実態基本調査(令和2年度決算実績)」

(2) 受・発注および斡旋の状況

滋賀県産業支援プラザが行う受発注情報提供事業における令和3年度の受・発注状況をみると、「受注申込」が487→235件、「発注申込」は365→235件と減少しており、斡旋件数についても488→296件、成立件数は37→25件と減少した。発注企業はより安価な条件で多品種少量・短納期に対応でき、かつ技術力の確かな企業を受注先として求める傾向にあり、グローバル化が進展する中、下請中小企業がこの状況を乗り切るためには、社会が求めるニーズを改めて把握し直し、新技術・新製品の開発に果敢に挑戦することや共同で受注できる仕組みを構築するなど市場の創造と開拓に取り組んでいくことが必要である(図2-4-2)。

◆受・発注申込状況(図2-4-2)



資料：(公財)滋賀県産業支援プラザ